官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一〇）　二
○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（国土交通一〇六）　三
○道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（同一〇七）　四
〔法規的告示〕
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働二八九）　四
○枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格の一部を改正する件
（農林水産一六二二）　四
○枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同一六二三）　四
○枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての検査方法の一部を改正する件
（同一六二四）　四
○枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一六二五）　五
○令和七管理年度における特定水産資源（するめいか）の採捕の停止に関する件（同一六二六）　五
〔その他告示〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示
（デジタル庁一三）　五
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務二九）　六
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示
（同三〇）　六
○特定国外派遣組織を指定する件
（総務三五四）　六
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件
（農林水産・経済産業・環境六）　七
○高速自動車国道に関する件
（国土交通九八四、九八五）　七
○既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の講習委員を変更する件
（同九八六）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示
（北海道労働局最低賃金公示五、大阪同四・五）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　九
会社その他
日本国に帰化を許可する件
（法務省告示配一二六）　二七

省　令

○厚生労働省令第百十号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、並びに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第三条第四項第四号及び第五条第一項の規定に基づき、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（規約の承認の申請） **第三条**　（略） 2　法第三条第四項第四号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一～三　（略） 四　企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主（次項、第十二条の二第一項、第三十九条第一項第五号及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。）との協議の経緯を明らかにする書類 五・六　（略） 3・4　（略） （削る） **第三条の二**　（略）	（規約の承認の申請） **第三条**　（略） 2　法第三条第四項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一～三　（略） 四　企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主（次項、次条第一項、第十二条の二第一項、第三十九条第一項第五号及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。）との協議の経緯を明らかにする書類 五・六　（略） 3・4　（略） **第三条の二**　簡易企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主が、法第三条第四項の申請をするときは、実施しようとする企業型年金が同条第五項に規定する要件に適合していることを証する書類を添付するものとする。 2　法第三条第五項の厚生労働省令で定める書類は、前条第二項第一号及び第五号に掲げる書類とする。 **第三条の三**　（略）
（規約の軽微な変更等） **第五条**　法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。 一～十八　（略） 2　（略） （規約の変更の承認の申請） **第六条**　法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。 一　（略） （削る） 二～七　（略） 2・3　（略） （削る）	（規約の軽微な変更等） **第五条**　法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。ただし、第四号及び第九号から第十二号までに掲げる事項の変更については、簡易企業型年金を実施する場合に限る。 一～十八　（略） 2　（略） （規約の変更の承認の申請） **第六条**　法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。 一　（略） 二　法第七条第一項の規定による確定拠出年金運営管理機関への委託（同条第二項の規定による再委託を含む。）に関する事項の変更にあっては、当該委託に係る契約書 三　法第八条第一項の規定による資産管理契約に関する事項の変更にあっては、当該契約の契約書 四～九　（略） 2・3　（略） **第六条の二**　簡易企業型年金を実施する事業主が、前条第一項の申請をするときは、同項第二号、第三号、第五号及び第八号に掲げる書類の添付を省略することができる。 2　簡易企業型年金を実施しようとする事業主が、前条第一項の申請をするときは、実施する企業型年金が法第三条第五項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付するものとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第百六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（航空管制運航情報官）	（航空管制運航情報官）
第六十二条　（略）	**第六十二条**　（略）
（削る）	2　八尾空港事務所、関西空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　航空機の運航の監督に関すること（航空管制官の所掌に属するものを除く。）。 二　航空機の航行の方法に関すること。 三　遭難航空機の捜索及び救助に関すること（総務課及び管理課の所掌に属するものを除く。）。 四　航空情報（電話による航空情報を除く。）に関すること。 五　管制情報処理システムによる国内航空通信の実施に関すること。 六　運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関すること。
2　丘珠空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、美保空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所及び高知空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。	3　丘珠空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、美保空港事務所、岩国空港事務所及び徳島空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）	一・二　（略）
（新設）	3　八尾空港事務所、関西空港事務所、松山空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　航空機の運航の監督に関すること（航空管制官の所掌に属するものを除く。）。 二　航空機の航行の方法に関すること。 三　遭難航空機の捜索及び救助に関すること（総務課及び管理課の所掌に属するものを除く。）。 四　航空情報（電話による航空情報を除く。）に関すること。 五　管制情報処理システムによる国内航空通信の実施に関すること。 六　運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関すること。
一・二　（略）	4　八尾空港事務所、松山空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略）
（新設）	5　（略）
（新設）	6　松山空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第三項及び第四項に規定するもののほか、関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第三項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略）
（新設）	7～10　（略）
（新設）	4　八尾空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略）
（新設）	5　（略）
（新設）	6　松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び第四項に規定するもののほか、関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略）
（新設）	7～10　（略）

附　則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。

○国土交通省令第百七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二十八条の三の規定に基づき、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（封印） **第八条**　封印の取付けは、自動車の後面に取り付けた自動車登録番号標の左側の取付け箇所に行うものとする。 ２・３　（略） （封印取付受託者の要件） **第十三条**　法第二十八条の三第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長から委託を受けようとする者にあつては、封印の取付けの業務の実施体制その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める要件に該当すること。 四・五　（略） （標識） **第十四条**　法第二十八条の三第一項の規定による委託を受けた者（以下「封印取付受託者」という。）が掲げる標識の様式は、第一号様式の三とする。 （封印取付責任者） **第十五条**　封印取付受託者は、事業場ごとに、封印の取付け、保管及び出納に関する事項を処理させるため、封印取付責任者を選任しなければならない。 ２　（略） （自動車登録番号及び車台番号の確認） **第十五条の二**　封印取付受託者は、当該自動車に取り付けられた自動車登録番号標に記載された自動車登録番号及び当該自動車の車台番号が当該自動車検査証に記載された自動車登録番号及び車台番号と同一であることを確認した後でなければ、封印の取付けをしてはならない。	（封印） **第八条**　封印の取りつけは、自動車の後面に取りつけた自動車登録番号標の左側の取りつけ箇所に行うものとする。 ２・３　（略） （封印取付受託者の要件） **第十三条**　法第二十八条の三第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。 一・二　（新設） 三・四　（略） （標識） **第十四条**　法第二十八条の三第一項の規定による委託を受けた者（以下「封印取りつけ受託者」という。）が掲げる標識の様式は、第一号様式の三とする。 （封印取りつけ責任者） **第十五条**　封印取りつけ受託者は、事業場ごとに、封印の取りつけ、保管及び出納に関する事項を処理させるため、封印取りつけ責任者を選任しなければならない。 ２　（略） （自動車登録番号及び車台番号の確認） **第十五条の二**　封印取りつけ受託者は、当該自動車に取りつけられた自動車登録番号標に記載された自動車登録番号及び当該自動車の車台番号が当該自動車検査証に記載された自動車登録番号及び車台番号と同一であることを確認した後でなければ、封印の取りつけをしてはならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百八十九号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十一月一日から適用する。

令和七年十月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一～六　（略） 七　削除 八～五十八　（略）	第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一～六　（略） 七　ゲムシタビン静脈内投与、ナブーパクリタキセル静脈内投与及びパクリタキセル腹腔内投与の併用療法　腹膜播種を伴う膵臓がん 八～五十八　（略）

○農林水産省告示第千六百二十二号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年七月八日農林省告示第六百号）（ＪＡＳ　〇六〇〇）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年五月二十九日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格により格付の表示が付された枠組壁工法構造用製材又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千六百二十三号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和四十九年八月六日農林省告示第七百五十七号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和七年十月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千六百二十四号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十二条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての検査方法（平成三年六月二十六日農林水産省告示第八百七十三号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和七年十月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千六百二十五号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百十七号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和七年十月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千六百二十六号

特定水産資源の採捕の停止に関する省令（令和二年農林水産省令第六十九号）第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）別紙２―12に規定する、するめいか小型するめいか釣り漁業におけるするめいかの漁獲量の総量が当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量を超えており、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十三条第一項第一号に掲げる場合に該当すると認める。

その他告示

○デジタル庁告示第十三号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

一　令和七年度北海道帯広市暖房代支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度帯広市一般会計補正予算における、北海道帯広市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和七年度福島県柳津町物価高騰対応子育て世帯臨時支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度柳津町一般会計補正予算における、福島県柳津町から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁・総務省告示第二十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
総務大臣　林　芳正

一　令和七年度北海道帯広市暖房代支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度帯広市一般会計補正予算における、北海道帯広市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による入所等の措置に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。）、障害者関係情報（身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳及び知的障害者福祉法による更生援護に関する情報をいう。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。）、児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）を含む。）の管理に関する事務

二　令和七年度福島県柳津町物価高騰対応子育て世帯臨時支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度柳津町一般会計補正予算における、福島県柳津町から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。）、児童手当関係情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報をいう。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金（令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第四十二号）第一条第二項に規定する令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省告示第三十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事　務	情　報
一　令和七年度北海道帯広市暖房代支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度帯広市一般会計補正予算における、北海道帯広市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。）、障害者関係情報（身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳及び知的障害者福祉法による更生援護に関する情報をいう。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。）、児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）を含む。）の管理に関する事務	令和七年度北海道帯広市暖房代支援給付金の支給要件の該当性を判定するために必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同税に掲げる税を含む。）及び市町村民税（同法第五条第二

手帳（昭和二十五年法律第百二十三号）及び知的障害者福祉法による更生援護に関する情報をいう。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。）、児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第二条第三項に規定する公的給付の支給等口座登録簿関係情報をいう。）、特別児童扶養手当関係情報（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当関係情報をいう。）、児童手当関係情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の規定による改正前の児童手当法（以下「児童手当法」という。）の支給に関する情報をいう。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金（令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第四十二号）第一条第二項に規定する令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

二　令和七年度福島県柳津町物価高騰対応子育て世帯臨時支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度柳津町一般会計補正予算における、福島県柳津町から、子育て世帯を支援するための給付を実施する観点から支給される情報（児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び令和六年法律第四十七号附則第十三条第一項の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の規定による改正後の児童手当法（以下「令和七年度福島県柳津町物価高騰対応子育て世帯臨時支援給付金支給要件該当性判定用情報」という。）に関する事務

項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する税並びに公的給付の支給等口座登録簿関係情報に関する情報

令和七年度福島県柳津町物価高騰対応子育て世帯臨時支援給付金支給要件該当性判定用情報に関する情報

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省告示第三百五十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十月三十一日　総務大臣　林　芳正

一　名　　称　令和七年度多国間空挺演習（国外）参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年十一月二日から令和七年十二月二日まで
三　派遣人数（概数）　四十人程度
四　派　遣　地　域　イタリア共和国

○農林水産省
経済産業省
環境省告示第六号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第四項の規定に基づき、同条第一項の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　城内　実
環境大臣　石原　宏高

一　名称　日本酪農協同株式会社
二　住所　大阪府和泉市小田町一丁目八番一号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇ミリリットル	一五八グラム	はっ酵乳・乳酸菌飲料用	令和三年三月経済産業省告示第二号図第二のとおり
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	二〇五グラム	牛乳・加工乳・乳飲料・清涼飲料用	令和三年三月経済産業省告示第二号図第三のとおり

一　名称　協同乳業株式会社
二　住所　東京都中央区日本橋小網町十七番二号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇〇ミリリットル	四〇〇グラム	牛乳・乳飲料用	令和三年三月経済産業省告示第二号図第一のとおり

一　名称　森乳業株式会社
二　住所　埼玉県行田市富士見町一丁目三番二号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	一七一グラム	牛乳・加工乳・乳飲料用	令和六年十月経済産業省告示第三号図第四のとおり

一　名称　森永乳業株式会社
二　住所　東京都港区東新橋一丁目五番二号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇〇ミリリットル	四〇七グラム	牛乳・乳飲料用	平成九年八月農林水産省厚生通商産業省告示第二号図第二十一のとおり
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	一三〇グラム	牛乳・乳飲料・酸菌飲料用	平成二十一年五月経済産業省農林水産省環境省告示第二号図五のとおり
プラスチック	白色	一	二・五グラム	牛乳・乳飲料・酸菌飲料の瓶用のキャップ	平成二十一年五月経済産業省農林水産省環境省告示第二号図六のとおり
ガラス	無色	一二五ミリリットル	一八一グラム	乳酸菌飲料用	平成二十四年四月経済産業省農林水産省環境省告示第一号図第五のとおり

一　名称　日本酪農協同株式会社
二　住所　大阪府和泉市小田町一丁目八番一号

○国土交通省告示第九百八十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
静岡市清水区蒲原中字東峠七〇六番から同市清水区蒲原中字東峠七一〇番四まで	前	最大 七九 最小 六六	四二
	後	最大 七七 最小 六二	

○国土交通省告示第九百八十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
裾野市千福字平山耕地四一五番地内	前	最大 九三 最小 八一	二六
	後	最大 九三 最小 八一	

○国土交通省告示第九百八十六号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第十九条第二号の規定に基づき、平成二十九年国土交通省告示第二百十四号の一部を次のように改正する。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一）～（八）　（略）	（一）～（八）　（略）
（九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名　小見　康夫、吉田　正寿、山本　祐也、嶋田　浩二、中村　達人、泉　貴之、飯田　剛	（九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名　小見　康夫、吉田　正寿、山本　祐也、嶋田　浩二、中村　達人、泉　貴之、鈴木　啓之

附　則

この告示は、令和七年十一月一日から施行する。

国会事項

衆議院

質問書提出

十月二十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

更生保護施設委託費減額に関する質問主意書（藤原規眞提出）

身体障害者手帳の認定基準の透明性及び支援の在り方に関する質問主意書（八幡愛提出）

高齢者による火災の防止及び生活支援を含む啓発活動の在り方に関する質問主意書（八幡愛提出）

公正取引委員会による労働組合結成の促進の適否に関する質問主意書（八幡愛提出）

介護支援専門員の更新制度及び処遇確保策に関する質問主意書（大石あきこ提出）

質問書転送

十月二十九日次の質問主意書を内閣に転送した。

令和七年度より開始した高等教育修学支援新制度（多子世帯の学生等に対する大学等の授業料・入学金の無償化等）に関する質問主意書

スルガ銀行の不正融資問題に関する懲戒処分行員情報及び報告徴求命令後の実効性等に関する質問主意書

参議院

議案送付（予備審査）

十月二十九日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

刑法の一部を改正する法律案（神谷宗幣外三名発議）

質問主意書提出

十月二十九日議員から次の質問主意書が提出された。

医師の偏在是正に向けた総合的な対策に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二六号）

高市早苗内閣総理大臣の所信表明演説で言及されたＴＳＭＣの経済効果に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二七号）

人事異動

内閣

特命全権大使　勝亦　孝彦

同　新美　潤　同　藤山　美典

同　森下敬一郎　同　山脇　良雄

同　伊藤　恭子　同　野口　修二

同　羽鳥　隆

願に依り本官を免ずる（各通）（十月二十八日）

○外務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

外務大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十月二十九日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　古川　善敬

最高裁判所事務総局総務局付を免ずる

最高裁判所事務総局人事局付の兼務を免ずる

最高裁判所事務総局経理局付の兼務を免ずる

大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　奥田　達生

東京地方裁判所判事に補する

最高裁判所事務総局総務局付を命ずる

兼ねて最高裁判所事務総局人事局付を命ずる

兼ねて最高裁判所事務総局経理局付を命ずる

東京簡易裁判所判事に補する（以上十月二十日）

判事兼簡易裁判所判事　西山　渉

横浜家庭裁判所判事に補する

横浜簡易裁判所判事に補する（十月二十一日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事渡辺真理は十月二十二日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

御消息

天皇陛下は、マラウイ大統領アーサー・ピーター・ムタリカ閣下の大統領就任につき、十月二十七日御祝電を発せられた。

官庁発表

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金（令和６年北海道労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月31日

北海道労働局長　村松　達也

第４号中「１時間1,048円」を「１時間1,113円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月31日

大阪労働局長　高橋　秀誠

第２号中「，押出しを含む」を「、押出しを含む」に、「，補助的経済活動」を「、補助的経済活動」に改める。

第４号中「１時間993円」を「１時間1,180円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成26年大阪労働局最低賃金公示第５号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月31日

大阪労働局長　高橋　秀誠

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

1　適用する地域　大阪府の区域

2　適用する使用者　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

⑴　はん用機械器具製造業

⑵　生産用機械器具製造業（農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業に限る。）

⑶　業務用機械器具製造業（事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業に限る。）

⑷　暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業

⑸　金属線製品製造業（ねじ類を除く）

⑹　船舶製造・修理業、舶用機関製造業

⑺　⑵から⑹までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

⑻　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が⑴から⑹までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間1,197円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１０４号

（本店所在地）和歌山市中649―３―611
清算株式会社　伸宏商事株式会社
代表清算人　吉田　伸彦
１　決定年月日　令和７年10月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

和歌山地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第５号

宮崎県都城市安久町4742番地１
清算株式会社　サングリーンジャパン株式会社
代表清算人　谷口　智子
１　決定年月日　令和７年10月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

宮崎地方裁判所

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００３号

北海道江別市江別太373番地
清算株式会社　株式会社農業生産法人やま道の里
代表清算人　富永　政博
１　決定年月日　令和７年10月20日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　弁済の場所・方法

本協定における弁済は、協定債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法、その他清算株式会社と協定債権者とで別途合意する方法により行うものとし、振込送金の方法による場合、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。

２　端数の処理

権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

第２　協定債権

１　弁済

清算株式会社は、協定債権者に対して、弁済を行わない。ただし、本協定の認可決定確定後に、新たな財産が発見された場合は、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の債権額に応じて按分して弁済する。

２　債務免除等

清算株式会社は、協定債権全額について、本協定認可決定確定時にその債務の免除を受ける。

また、清算株式会社が、債務免除の効力発生後に上記１ただし書の規定により弁済を行う場合は、各弁済の限度で、当該債務免除の効力は債務免除時に遡って失われる。

第３　協定債権以外の債権の弁済

清算株式会社は、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般の優先権がある債権並びに裁判所から支払いの許可を受けた債権は随時に弁済する。

札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第１４号

徳島県徳島市津田海岸町５番43号
清算株式会社　株式会社ケイエス
代表清算人　北内　啓夫
１　決定年月日　令和７年10月20日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

株式会社ケイエスと各協定債権者は、株式会社ケイエスに対する債権につき、以下のとおり協定する。

１　各協定債権者は、本件認可決定の確定時に各協定債権の債権（本件特別清算決定日の前後を問わず一切の利息債権、遅延損害金等付随する債権を含む。）を全額免除する。

２　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第１項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

徳島地方裁判所民事部

更生計画認可

令和７年（ミ）第１号

名古屋市北区中切町１丁目84番地
更生会社　愛知電熱株式会社
１　決定年月日　令和７年10月６日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨

凡例

本更生計画案において、以下に掲げる用語は、それぞれ以下の意義を有する。

用語：意義
本更生計画：認可決定後の本更生計画案
本更生計画案提出日：本更生計画案の提出期限である2025年８月21日
本更生計画認可決定：本更生計画の認可決定
本更生計画認可決定日：本更生計画の認可決定がなされた日
更生手続開始決定日：2025年３月21日
管財人：更生会社の管財人である青木良成
更生会社：愛知電熱株式会社
本事業：更生会社の食品・製菓機械の製造及び販売並びに食品・製菓機械のメンテナンス事業
ウエスト：株式会社ウエスト
本スポンサー：株式会社アイチ
ＹＣ．ＬＯＧ：本スポンサーの100％子会社であるＹＣ．ＬＯＧ株式会社

コスモバイタル：更生会社の100％親会社である株式会社コスモバイタル
本事業譲渡契約：更生会社と本スポンサーとの間の2025年３月18日付事業譲渡契約
本事業譲渡：本事業譲渡契約に基づく2025年４月30日付で実行された事業譲渡
更生債権等：更生会社に係る更生担保権及び更生債権
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針と骨子（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法等
第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法
第１　預金質権に係る更生担保権
１　確定更生担保権
確定した更生担保権のうち預金債権質権に係る更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表７「更生担保権（預金質権）弁済計画表」記載のとおりである。
債権者数：８名
総債権額：1,392,600円
２　権利の変更及び弁済方法
別表７「更生担保権（預金質権）弁済計画表」において、確定更生担保権額のうち、更生手続開始後の利息及び遅延損害金は、本更生計画認可決定日に、全額免除を受ける。
管財人は、前記１記載の確定更生担保権全額を、本更生計画認可決定確定日から１か月以内で管財人が指定する日に、一括弁済する。なお、管財人は、後記第５章第１節による預金債権質権の消滅に基づき、当該預金をもって更生担保権の弁済に充てることができる。
第２　リースに係る更生担保権
１　確定更生担保権
確定した更生担保権のうち、リースに係る更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表８「更生担保権（リース）弁済計画表」記載のとおりである。
債権者数：２名
総債権額：4,445,230円
２　更生計画認可決定確定前の処分
前記１の更生担保権について、管財人は、更生担保権者の同意及び裁判所の許可を得て、当該更生担保権を被担保債権とする担保権を抹消した上で当該更生担保権に係るリース物件を売却し、その売却代金から売却にあたり必要な費用等を控除した額を限度として確定更生担保権額に満つる額まで、当該更生担保権者のために預金債権質権を設定することができる。
管財人は、本更生計画認可決定確定日までに前記に従って売却が完了した更生担保権については、当該預金債権質権額を、本更生計画認可決定確定日から１か月以内で管財人が指定する日に、一括弁済する。なお、管財人は、後記第５章第１節による預金債権質権の消滅に基づき、当該預金をもって更生担保権の弁済に充てることができる。
３　権利の変更及び弁済方法
管財人は、確定更生担保権全額を、本更生計画認可決定確定日から１か月以内で管財人が指定する日に、一括弁済する。
第３　条件付更生担保権
１　確定更生担保権
確定した更生担保権のうち、条件付更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表９「更生担保権（事前求償権）弁済計画表」記載のとおりである。
債権者数：１名
総債権額：6,842,000円
２　更生計画認可決定確定前の処分
前記１の更生担保権について、前記第２の２の規定を適用する。
３　権利の変更及び弁済方法
⑴　停止条件が成就した場合
管財人は、別表９「更生担保権（事前求償権）弁済計画表」の「条件の内容」欄記載の停止条件が成就した場合、同別表記載の確定した更生担保権額の全額を、当該条件成就の日又は本更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日から１か月以内で管財人の指定する日に、一括弁済する。なお、管財人は、条件付更生担保権が預金債権質権である場合には、後記第５章第１節による預金債権質権の消滅に基づき、当該預金をもって更生担保権の弁済に充てることができる。
⑵　停止条件が成就しない場合
管財人は、本更生計画認可決定日から１か月以内に別表９「更生担保権（事前求償権）弁済計画表」の「条件の内容」欄記載の停止条件が成就しない場合、かかる停止条件が成就しなかった同別表記載の更生担保権は消滅する。
第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法
第１　確定優先的更生債権（公租公課）
確定優先的更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表10「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載のとおりである。
債権者数：１名
総債権額：6,892,083円及び額未定
第２　権利の変更及び納付方法
１　延滞金の免除
別表10「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の優先的更生債権のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、当該更生計画認可決定日）までの延滞金及び本更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金については、徴収権者の意見を聴いた上で、本更生計画認可決定日に、その全額の免除を受ける。
２　納付方法
前記１による免除後の公租公課に係る優先的更生債権については、本更生計画認可決定確定日から１か月以内に、納付する。
第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法
第１　確定一般更生債権（後記第２乃至第４を除く。）
１　確定一般更生債権
確定一般更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表11「一般更生債権弁済計画表」記載のとおりである。
債権者数：82名
総債権額：880,218,655円及び額未定
２　権利の変更及び弁済方法
⑴　更生手続開始決定後の利息の請求権等
前記１の確定一般更生債権のうち更生手続開始決定後の利息及び遅延損害金の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については、本更生計画認可決定日に全額免除を受ける。
⑵　元本等
ア　権利の変更
前記１の確定一般更生債権のうち確定した更生債権の元本等について、債権者毎に以下のとおり権利の変更を行う。
区分：債権額：権利変更の内容（弁済率）
１：10万円以下の部分：全額弁済
２：10万円を超える部分：9.7％に相当する額
なお、別表４「清算貸借対照表（開始決定日）」のとおり、更生会社の清算配当率は０％であるところ、上表のとおり、一般更生債権に対する本更生計画における弁済率は、当該清算配当率を上回るものである。
イ　元本等の免除
元本等については、本更生計画認可決定日に、別表11「一般更生債権弁済計画表」記載の「免除額」欄記載の金額について免除を受ける。ただし、後記ウ②の追加弁済を行う場合には、当初の免除については、追加弁済の範囲内において遡及的にその効力を失う。

ウ　弁済方法
①　基本弁済
前記イによる免除後の残額について、本更生計画認可決定確定日から１か月以内で管財人が指定する日に、一括弁済する。
②　追加弁済
前記①の基本弁済の後、換価未了の残余財産の処分等による換価が終了したことその他の理由により余剰金が発生し、当該余剰金から共益債権の支払も含めた更生会社の更生手続及び清算手続の遂行に必要と見込まれる一切の費用を控除し、なお残額が存する場合、当該残額を弁済原資とし、元本等から10万円を控除した金額の割合に応じて各一般更生債権者に按分して弁済する。
なお、追加弁済は、2025年12月頃までを目処に実施する予定であり、追加弁済を行うことができない場合には、各一般更生債権者に対して通知を行う。

第２　条件付一般更生債権
１　条件付一般更生債権
条件付一般更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表12「条件付一般更生債権弁済計画表」記載のとおりである。
債権者数：１名
総債権額：3,004,416円
２　権利の変更及び弁済方法
⑴　権利の変更
別表12「条件付一般更生債権弁済計画表」記載の「条件の内容」欄記載の停止条件が成就した日又は本更生計画認可決定日のいずれか遅い日に、前記第１の２⑵アを適用して権利の変更を受ける。なお、本更生計画認可決定日から１か月以内に同別表記載の「条件の内容」欄記載の停止条件が成就しない場合、かかる停止条件が成就しなかった更生債権は消滅する。
⑵　元本等の免除
元本等については、別表12「条件付一般更生債権弁済計画表」記載の「条件の内容」欄記載の停止条件が成就した場合、当該停止条件が成就した日又は本更生計画認可決定日のいずれか遅い日に、同別表記載の「免除額」欄記載の金額について免除を受ける。ただし、後記⑶の追加弁済を行う場合には、当初の免除については、追加弁済の範囲内において遡及的にその効力を失う。
⑶　弁済方法等
別表12「条件付一般更生債権弁済計画表」記載の「条件の内容」欄記載の停止条件が成就した場合、前記⑵による免除後の残額について、当該停止条件が成就した日又は本更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日から1か月以内で管財人が指定する日に基本弁済として一括弁済する。なお、追加弁済については、前記第１の２⑵ウを適用する。

第３　約定劣後更生債権
１　約定劣後更生債権
約定劣後更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表13「約定劣後更生債権一覧表」記載のとおりである。
債権者数：１名
総債権額：50,070,410円及び額未定
２　権利の変更
前記１の約定劣後更生債権は、本更生計画認可決定日に、その全額の免除を受ける。

第４　本スポンサー及びＹＣ．ＬＯＧの一般更生債権の劣後化
１　本スポンサー及びＹＣ．ＬＯＧの一般更生債権
本スポンサーは、債権額155,041,150円の一般更生債権を、ＹＣ．ＬＯＧは、債権額14,024,208円の一般更生債権を有しており、詳細は、別表14「一般更生債権弁済計画表（本スポンサー及びＹＣ．ＬＯＧ）」記載のとおりである。
２　権利の変更
前記１の本スポンサー及びＹＣ．ＬＯＧの有する一般更生債権は、本更生計画認可決定日に、その全額の免除を受ける。

第４節　権利の変更及び弁済等に関するその他の事項
第１　弁済・納付の場所
１　弁済・納付の場所
本更生計画による弁済は、弁済時における当該弁済に係る債務者である更生会社の本店所在地において行う。
ただし、債権者が金融機関の口座への振込を求めた場合には、その指定に従い、振込費用は弁済を行う更生会社の負担とする。また、公租公課の納付は、徴収権者の指定する方法及び場所において行う。
更生会社が源泉徴収又は特別徴収をすべき債権については、当該源泉徴収等をした上で、残額を弁済する。
２　金融機関休業日の取扱い
弁済日が、金融機関の休業日である場合には、翌金融機関営業日に弁済する。

第２　取下げ又は放棄がなされた債権の取扱い
本更生計画認可決定日までの間に更生担保権又は更生債権の一部の取下げ又は放棄がなされたとき、更生債権等の権利の変更及び弁済については、取下げ又は放棄がなされた更生債権等の残額を基準として行う。

第３　債権譲渡等の取扱い
１　更生手続開始決定日以降、本更生計画認可決定日までに更生債権等の譲渡又は移転がなされた場合
更生債権等の権利の変更及び弁済については、当該更生債権等の譲渡又は移転（本第３において、以下「譲渡等」という。）がなされる前の債権額を基準として行う。ただし、更生債権等の一部の譲渡等がなされたときにおける更生債権等の弁済については、当該更生債権等の譲渡等がなされる前の債権額を基準としてなされた権利変更後の更生債権等に係る弁済を、当該更生債権等の譲渡等がなされる前の債権者と後の債権者の有する債権額に按分して行うものとし、端数処理は後記第４に従うものとする。
２　本更生計画認可決定日後に更生債権等の譲渡等がなされた場合
更生債権等の弁済については、譲渡等の対象である権利変更後の更生債権等の内容に応じて行う。

第４　端数処理
本更生計画に基づく弁済額の１円未満の端数は、これを切り上げる。

第５　充当順序
更生債権者等が本更生計画による弁済を受ける更生債権等に、元本に加え、利息又は損害金（約定損害金を含む。以下本第５において同じ。）が含まれる場合には、当該更生債権等に対する弁済の充当は、別に定めのない限り、元本、利息、損害金の順とし、また、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生時期の古いものから順次充当する。

第６　反対債権がある場合の処理
管財人は、更生債権者等に対し本更生計画に基づき更生債権等を弁済するにあたり、更生債権者等に対して弁済期の到来した債権を有する場合、当該債権を自働債権とし、本更生計画に基づく権利変更後の更生債権等を受働債権として、対当額にて相殺の上、残額を弁済することができる。

第７　損害金等
本更生計画の定めによる弁済には利息、損害金等を付さない。

第８　更生債権者等を確知できない場合
管財人は、本更生計画に基づく弁済をすべき更生債権者等を確知できない場合、当該更生債権者等を確知できたときに弁済するか、又は、弁済供託を行うことで免責されるものとする。この場合、管財人は、当該更生債権者を確知するまでの間の利息、損害金等の支払いを要しない。

第４章　未確定更生債権等に対する措置
本更生計画案提出日において、会社更生法第151条第１項本文に規定する異議等のある更生債権等で、その確定手続が終了していないものはない。

第５章　担保権等の措置
　第１節　存続する担保権
　　別表15「存続する担保権一覧表（預金債権質権）」記載の各預金に設定された担保権は、本更生計画認可決定後も、「新しい債権額」欄記載の額に被担保債権額を変更した上で存続する。
　　当該担保権は、管財人が第３章第１節第１の２の定めに基づく弁済の実施日を定めた場合、かかる実施日に消滅する。
　第２節　存続しない担保権
　　更生会社の財産上に存する更生債権等を被担保債権とする担保権で、前記第１節において存続する担保権として掲げた担保権以外の担保権は、本更生計画認可決定日に全て消滅する。存続しない担保権がある場合、当該担保権に係る担保権者は、本更生計画認可決定後直ちに、当該担保権の抹消に必要な手続及びこれに必要な一切の書類を管財人に対して交付しなければならない。
第６章　弁済資金の調達方法等
　第１節　弁済資金の調達方法
　　更生債権等の弁済資金は、主として、本スポンサーから受領した本事業譲渡の対価及び換価対象資産の換価額等をもってこれに充てる。
　第２節　予想超過収益金の使途
　　更生手続の終結までに、本更生計画における予想を超過する収益金が生じた場合、当該収益金から、共益債権の支払も含めた更生会社の更生手続及び清算手続の遂行に必要と見込まれる一切の費用を控除し、余剰金が存する場合、当該余剰金の金額を弁済原資として、各一般更生債権に対して、第３章第３節第１の２⑵ウ及び第２の２⑶の規定に従い、追加弁済を行う。
第７章　共益債権・少額債権等の弁済
　第１節　共益債権の弁済
　　第１　支払済共益債権
　　管財人が更生手続開始申立日の翌日である2025年３月19日から2025年６月30日までに支払った共益債権の額は、別表16「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおりである。
　　第２　未払共益債権
　　更生会社の2025年６月30日現在の未払共益債権の額は、別表16「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおりである。
　　第３　弁済方法
　　共益債権については、随時弁済する。
　第２節　少額債権等の弁済
　　管財人が会社更生法第47条第５項前段の規定により裁判所の許可を得て支払った少額債権等は、別表17「弁済した更生債権等一覧表」記載のとおりである。
第８章　更生会社の措置
　第１節　株主の権利変更
　　更生会社は、以下のとおり、その発行済株式の全てを無償で取得した上で、全て消却する。
　　取得する株式の種類及び数：普通株式36,500株
　　上記株式を取得する日：後記第２節の募集株式に係る払込みが行われた日
　　上記株式を消却する日：上記により株式を取得した日
　第２節　募集株式の発行等
　　更生会社は、次のとおり募集株式を引き受ける者の募集を行う。会社法第199条２項に規定する募集事項は、次のとおりとする。
　　募集株式の種類：普通株式
　　募集株式の数：１株
　　募集株式の払込金額：１株１円
　　募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日：更生計画認可決定日
　　増加する資本金に関する事項：増加する資本金：１円
　　募集株式の割当を引き受ける者：管財人　青木　良成
　第３節　定款の変更
　　更生会社の定款を、別表18「定款新旧対照表」のとおり変更する。ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の定款をさらに変更することができる。
　第４節　役員の選任、更生会社の解散等
　　第１　役員の選任等
　　更生会社の従前の役員は、更生計画認可決定の時に全て退任する。その上で、管財人である青木良成を取締役に選任する。
　　第２　解散等
　　１　更生会社の解散
　　更生会社は、更生計画認可決定後、管財人が裁判所の許可を得て定めた日に解散し、清算株式会社となる。
　　２　清算人の選任
　　更生会社において、管財人である青木良成を清算人に選任する。
　　３　清算人の任期等
　　清算人の任期は、更生会社について清算が結了し、清算結了に係る登記の時までとする。
　　管財人は、必要があるときはいつでも、裁判所の許可を得て、清算人を増員、解任又は補充することができる。
　　増員又は補充された清算人の任期も、更生会社について清算が結了し、清算結了に係る登記の時までとする。
　第５節　清算業務
　　解散した更生会社の管財人は、本更生計画に基づいて、清算人として、更生会社の財産の管理・処分、公租公課の納付、その他本更生計画の遂行並びに更生会社の清算に必要な業務を行う。
第９章　争いの落着しない権利に関する措置
　管財人は、更生手続の終結までは、更生会社における争いの落着しない権利についての訴訟又は調停等を遂行し、これらについて和解又は調停の受諾を必要とするに至ったときは、裁判所の許可を得て行う。
第10章　その他必要的記載事項
　会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に該当する事項はない。
別表１乃至18（省略）
東京地方裁判所民事第20部

更生計画案議決権行使方法等

令和６年（ミ）第１３号
鹿児島県鹿児島市東千石町２番30号
更生会社　株式会社エヌシーガイドショップ
１　議決権行使の方法
　書面投票による行使
２　投票期間
　令和７年10月20日から令和７年11月28日まで
３　決議の組分け
　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限
　令和７年11月14日
令和７年10月20日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生計画不認可

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両組合の最終事業年度に係る貸借対照表は、甲及び乙それぞれの主たる事務所に備え置いております。

令和七年十月三十一日

秋田県大館市雪沢字水沢八―二

（甲）大館市漁業協同組合

代表理事　石田　寛

秋田県大館市比内町扇田字押切四九番地二二

（乙）比内町漁業協同組合

代表理事　中嶋　義孝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月九日

掲載頁　七十七頁（号外第一五七号）

令和七年十月三十一日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

（甲）株式会社ゼネテック

代表取締役　上野　憲二

愛知県名古屋市中村区井深町一番一号

（乙）株式会社フラッシュシステムズ

代表取締役　浮田　真一

合併公告

左記連合会は、令和七年十月二十八日に、甲は経営管理委員会を、乙は臨時総会をそれぞれ開催して、両連合会は令和八年四月一日をもって合併をし、甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することを決議しましたので、この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から起算して一箇月以内にお申し出ください。

なお、両連合会の最終貸借対照表は、甲、乙それぞれの主たる事務所に備え置いております。

令和七年十月三十一日

東京都千代田区大手町一丁目三番一号

（甲）全国農業協同組合連合会

代表理事理事長　桑田　義文

神奈川県伊勢原市上粕屋二二〇番地

（乙）神奈川県酪農業協同組合連合会

代表理事会長　荒井　新吾

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　六十三頁（号外第八十八号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　六十四頁（号外第八十八号）

令和七年十月三十一日

東京都中央区日本橋人形町三丁目三番三号

（甲）株式会社セイビ・ビルシステム

代表取締役　吉田　雄一

東京都中央区日本橋人形町三丁目三番三号

（乙）株式会社セイビ・クリーンサービス

代表取締役　怒賀　洋介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月十五日

掲載頁　五十八頁（号外二二九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月十五日

掲載頁　五十八頁（号外二二九号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月十五日

掲載頁　五十八頁（号外二二九号）

（丁）計算書類の公告義務はありません。

（戊）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月十五日

掲載頁　五十九頁（号外二二九号）

令和七年十月三十一日

横浜市緑区十日市場町八〇五番地二

（甲）ＦＦＪ株式会社

代表取締役　川村　竜司

横浜市緑区十日市場町八〇五番地二

（乙）神奈川外食事業株式会社

代表取締役　川村　竜司

横浜市緑区十日市場町八〇五番地二

（丙）株式会社ＴＯＭＯＲＲＯＷ

代表取締役　川村　竜司

横浜市緑区十日市場町八〇五番地二

（丁）有限会社オハナ

取締役　川村　竜司

横浜市緑区十日市場町八〇五番地二

（戊）株式会社バーベン

代表取締役　川村　竜司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は令和七年十二月十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.fujitsu.com/jp/group/fji/about/notifications/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十八日

掲載頁　一一〇頁（号外第一六六号）

令和七年十月三十一日

神奈川県川崎市幸区大宮町一番地五

（甲）富士通Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　長堀　泉

香川県高松市番町一丁目一〇番地二

（乙）株式会社富士通四国インフォテック

代表取締役　竹岡ゆかり

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（丙）（丁）ともに

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月七日

掲載頁　四十六頁（号外第一〇一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月七日

掲載頁　四十七頁（号外第一〇一号）

令和七年十月三十一日

石川県金沢市福増町北八五五番地

（甲）若松梱包運輸倉庫株式会社

代表取締役社長　江田　修一

石川県白山市宮永町二八四八番地

（乙）若松運輸株式会社

代表取締役社長　江田　修一

石川県金沢市福増町南一一四番地一三

（丙）日本物流マネジメント株式会社

代表取締役社長　江田　修一

石川県金沢市福増町南一一四番地一三

（丁）株式会社ジャストロジスティクス

代表取締役社長　江田　修一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　七十六頁（号外第一六四号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　六十一頁（号外第一六四号）

令和七年十月三十一日

山梨県甲府市宝一丁目二一番二九号

（甲）山梨トヨタ自動車株式会社

代表取締役　佐々木宏明

山梨県甲府市国母五丁目六番一七号

（乙）ネッツトヨタ山梨株式会社

代表取締役　佐々木宏明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.ia-group.co.jp/

（乙）https://www.ia-group.co.jp/

令和七年十月三十一日

名古屋市西区牛島町四番地一

（甲）株式会社アルカンシエル

代表取締役　濵田　学

名古屋市西区牛島町四番地一

（乙）株式会社アルカンシエルプロデュース

代表取締役　中村　正和

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社平成興業（乙、茨城県ひたちなか市馬渡二七三六番地）の遊技場（所在栃木県宇都宮市砂田町四八三番地四　名称ＺＥＮＴインターパーク店）経営事業に関する権利義務及び資産を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十三日

掲載頁　八十三頁（号外第二三六号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十三日

掲載頁　八十二頁（号外第二三六号）

令和七年十月三十一日

栃木県宇都宮市下栗町七〇一番地四六

株式会社ブレス

代表取締役　金　泰植

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のテクノロジー戦略部及びグロース戦略部に関わる事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）http://www.metaps.com

令和七年十月三十一日

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

（甲）株式会社マイクロニティ

代表取締役　山﨑祐一郎

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

（乙）株式会社メタップスホールディングス

代表取締役　山﨑祐一郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割をして乙は甲のリファレンスレポートサービス「ＡＳＨＩＡＴＯ」事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月三十一日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

（甲）エン株式会社

代表取締役会長兼社長　越智　通勝

東京都新宿区西新宿三丁目六番四号

（乙）ｂａｃｋ　ｃｈｅｃｋ株式会社

代表取締役社長　須藤　芳紀

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するサンゴバン・セキュリット・ジャパン株式会社（住所東京都千代田区麹町三丁目七番地）に対して当社の自動車用ガラス事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三十日

掲載頁　一一六頁（号外第一七四号）

令和七年十月三十一日

東京都千代田区麹町三丁目七番地

サンゴバン株式会社

代表取締役　李　爽雨

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月九日であり組織変更後の商号は株式会社ワンセルフとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十一日

茨城県水戸市元吉田町二四二一番地の一六

合同会社鳳翔

代表社員　沼田　知哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十一日

東京都渋谷区渋谷三丁目二―四帝都青山第二ビルＢＩＺｃｏｍｆｏｒｔ渋谷南四Ｆ―〇一

合同会社たびびと

代表社員　若林　真也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十一日

石川県金沢市泉野町六丁目一一番二一号

合同会社Ｒｉｎｄｏ

代表社員　伊藤　隆彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月三十一日

京都市中京区間之町通御池上る高田町四九九番地

有限会社内貴

取締役　内貴曽一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十一日

大阪府羽曳野市河原城九九一番地

合同会社ホースマンエデュケーション

代表社員　竹野　豪人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十一日

静岡県静岡市駿河区西島一五七―一

合同会社Ｈ＆Ｋ

代表社員　伏本　佳司

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月三十一日

京都市中京区間之町通御池上る高田町四九九番地

有限会社内貴

取締役　内貴曽一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十一日

福岡県糸島市前原西四丁目七番二四号

Ｂｅｌｌｉａ合同会社

代表社員　鈴木　悠仁

効力発生日変更公告

当社は、令和七年十一月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年五月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十月三十一日

群馬県前橋市広瀬町三丁目一八番地一五

ハーモニーピープル株式会社

代表取締役　市村　均弥

効力発生日変更公告

左記会社は、令和七年十一月四日予定の吸収分割の効力発生日を令和七年十一月十八日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十月三十一日

東京都港区南青山一丁目三番一号

（甲）株式会社３ｉ

代表取締役　鉢嶺　登

東京都千代田区九段南四丁目二番一一号

アビスタ市ヶ谷ビル二階Ｃ

（乙）ＨＩＢＣ株式会社

代表取締役　鉢嶺　登

効力発生日変更公告

当社は、令和七年十一月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年十二月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十月三十一日

滋賀県米原市西円寺四二七番地

株式会社近交運輸

代表取締役　山田　普

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十一日

福岡市中央区天神二丁目三番一〇号天神パインクレスト七一九号

合同会社志禅

代表社員　福島　祐聡

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十一日

福岡県糸島市前原西四丁目七番二四号

Ｂｅｌｌｉａ合同会社

代表社員　鈴木　悠仁

効力発生日変更公告

当社は、令和七年十一月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年五月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十月三十一日

群馬県前橋市広瀬町三丁目一八番地一五

ハーモニーピープル株式会社

代表取締役　市村　均弥

効力発生日変更公告

左記会社は、令和七年十一月四日予定の吸収分割の効力発生日を令和七年十一月十八日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十月三十一日

東京都港区南青山一丁目三番一号

（甲）株式会社３ｉ

代表取締役　鉢嶺　登

東京都千代田区九段南四丁目二番一一号

アビスタ市ヶ谷ビル二階Ｃ

（乙）ＨＩＢＣ株式会社

代表取締役　鉢嶺　登

効力発生日変更公告

当社は、令和七年十一月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年十二月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十月三十一日

滋賀県米原市西円寺四二七番地

株式会社近交運輸

代表取締役　山田　普

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千万円減少し九千八百万円とすることとし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二日であり、株主総会の決議は、令和七年十月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://dc-japan.jp/

令和七年十月三十一日

山形県米沢市駅前三丁目一―一九

ディーシージェイ株式会社

代表取締役　島貫　純

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、株主総会の決議は令和七年九月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月三十一日

東京都目黒区祐天寺二丁目一一番三号

株式会社ワイズボックス

代表取締役　石井由美子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月三十一日

東京都世田谷区北沢一丁目一九番六―四〇二号

株式会社ＩｒＩｓ

代表取締役　柳平　隆紀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.infobahngroup.co.jp/

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千万円減少し九千八百万円とすることとし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二日であり、株主総会の決議は、令和七年十月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://dc-japan.jp/

令和七年十月三十一日

山形県米沢市駅前三丁目一―一九

ディーシージェイ株式会社

代表取締役　島貫　純

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、株主総会の決議は令和七年九月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月三十一日

東京都目黒区祐天寺二丁目一一番三号

株式会社ワイズボックス

代表取締役　石井由美子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月三十一日

東京都世田谷区北沢一丁目一九番六―四〇二号

株式会社ＩｒＩｓ

代表取締役　柳平　隆紀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.infobahngroup.co.jp/

令和七年十月三十一日

東京都渋谷区円山町二三番二号

株式会社メディアジーン

代表取締役　今田　素子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し五千万円とし、その減少額の全額を資本準備金とすることといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月八日

掲載頁　一七〇頁（号外第一〇二号）

令和七年十月三十一日

東京都千代田区麹町五丁目三番二三号

日テレ四谷ビル五階

South Pacific Free Bird株式会社

代表取締役　谷口　浩一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十一日

福井県南条郡南越前町清水第一号二七番地

合同会社ベアラファーム

代表社員　髙嶋　克弥

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百九十九億円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、株主総会の決議は、令和七年十月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.mt-pharma.co.jp/company/announcement/

令和七年十月三十一日

大阪市中央区道修町三丁目二番一〇号

田辺三菱製薬株式会社

代表取締役　原田　明久

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千十三万五千円、資本準備金の額を四億十二万五千円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月三十一日

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

株式会社マイクロニティ

代表取締役　山﨑祐一郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円、資本準備金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.bnpparibas-am.com/ja-jp/

令和七年十月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目九番一号グランドウキョウノースタワー

ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社

代表取締役　土岐　大介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が三十二億四千五百五十万三百六十八円、資本準備金の額が三十二億四千五百五十万三百六十八円増加することを条件として、資本金の額を三十二億四千五百五十万三百六十八円、資本準備金の額を三十二億四千五百五十万三百六十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　五十九頁（号外第八十八号）

令和七年十月三十一日

東京都新宿区新宿四丁目一番二三号

株式会社サンキョウ・ロジ・アソシエート

代表取締役　岩井　哲行

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百十六億五千七百五十万円、資本準備金の額を百十六億六百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.fidelity.jp

令和七年十月三十一日

東京都港区六本木七丁目七番七号

フィデリティ証券株式会社

代表取締役　コルビー・ペンゾーン

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億七千万円、資本準備金の額を一億二百五十三万九千四百九十円減少し、それぞれ三千万円、十七億八千八百三十九万四千九百五十円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十一日であり、株主総会の決議は、令和七年十月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://coin-trade.cc/

令和七年十月三十一日

東京都渋谷区桜丘町一番一号

株式会社マーキュリー

代表取締役社長　都木　聡

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を四千九百万円減少し、それぞれ一億円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　九十七頁（号外第七十二号）

令和七年十月三十一日

東京都中央区明石町六番四号

オグランジャパン株式会社

代表取締役社長　白木　隆晴

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が十三億千四百九十九万八千三百円、資本準備金の額が十三億千四百九十九万八千三百円増加することを条件として、資本金の額を十三億千四百九十九万八千三百円、資本準備金の額を十三億千四百九十九万八千三百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　六十頁（号外第八十八号）

令和七年十月三十一日

神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎中央八番三三号サウスコア二〇五号室

株式会社アウトソーシングトータルサポート　代表取締役　牧　邦彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千五百万円、資本準備金の額を三億七千五百万円、減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.animon.co.jp

令和七年十月三十一日

熊本県熊本市中央区万町二丁目四番地早川倉庫

株式会社アニモンドリームファクトリー

代表取締役　チェン・ル

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式二千九百三十八株を一億四千九百三十五万二百五十五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階

株式会社ＢＣＪ－７９

代表取締役　杉本　勇次

基準日設定につき通知公告

当社は、令和五年三月三十一日に終了した事業年度及び令和六年三月三十一日に終了した事業年度、令和七年三月三十一日に終了した事業年度に関わる定時株主総会について、令和七年十一月十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年十月三十一日

神奈川県相模原市南区西大沼一―一八―二

阪神エナジー株式会社

代表取締役　大野　信

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月三十一日

埼玉県さいたま市岩槻区大字長宮七七番地

東栄運輸株式会社

代表取締役　添野　和良

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月三十一日

東京都葛飾区南水元一丁目二八番一四号

クラウンクリーニング株式会社

代表取締役　小泉　希仁

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月三十一日

東京都東久留米市前沢三丁目四番四三号

株式会社カノウプス

代表取締役　碓田　信一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月三十一日

福井市松本一丁目六番一三号

河合鉄工株式会社

代表取締役　河合　雅信

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月三十一日

名古屋市千種区猫洞通四丁目二〇番地

株式会社アド・コクユー

代表取締役　岡田　邦宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月三十一日

岡山市南区市場一丁目一番地

株式会社岡山丸果

代表取締役　坪井　克己

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である村上清隆が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十一日

東京都新宿区大久保一丁目一二番三号

釜関フェリー株式会社

日本における代表者　村上　清隆

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である加納正城、賓亮が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十一日

東京都品川区北品川一丁目二〇―四ライオンズマンション北品川第二・四〇四号室

青島輝安電気有限公司

日本における代表者　加納　正城

日本における代表者　賓　亮

全部取得条項付種類株式の取得につき通知公告

当社は、全部取得条項付種類株式である旧サクラ工業株式の全部を取得することにいたしましたので公告します。

なお、取得日は令和七年十一月二十一日です。

令和七年十月三十一日

静岡県浜松市中央区半田町一八番地

サクラ工業株式会社

代表取締役　平野　貴大

暗号資産交換業の一部廃止の公告

当社は令和七年十二月一日をもって暗号資産交換業のうち法人向けサービスＬＩＮＥ　ＢＩＴＭＡＸ　Ｂｉｚを廃止することといたしました。

資金決済に関する法律第六十三条の二十第五項に規定する暗号資産の交換等に関し負担する債務の履行の方法につきましては、当社が管理するお客様の金銭を、予めご指定いただいたお客様の金融機関の口座に振り込む方法により、返還いたします。当該方法によることが困難な場合には、当社が適当と認める方法により、返還いたします。

なお、当社が管理するお客様の暗号資産はございません。

以上、資金決済に関する法律第六十三条の二十第三項の規定により公告いたします。

令和七年十月三十一日

東京都品川区西品川一丁目一番一号住友不動産大崎ガーデンタワー二二階

ＬＩＮＥ　Ｘｅｎｅｓｉｓ株式会社

代表取締役社長ＣＥＯ　林　仁奎

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資のうち五千三百九十万口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は効力発生日である令和七年十二月二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス1特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二十万口を消却することにいたしましたので、当社の当該優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月四日までに当社にご提出下さい。

令和七年十月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号パシフィックセンチュリープレイス丸の内一七階

青山レジデンス特定目的会社

取締役　當間　崇雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資四十二万口を消却することにいたしましたので、当社の当該優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月四日までに当社にご提出下さい。

令和七年十月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号パシフィックセンチュリープレイス丸の内一七階

ＡＳ富谷特定目的会社

取締役　杉本　健

取締役　當間　崇雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二十八万六千口を消却することにいたしましたので、当社の当該優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月四日までに当社にご提出下さい。

令和七年十月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号パシフィックセンチュリープレイス丸の内一七階

ＭＡＹ特定目的会社

取締役　杉本　健

取締役　クー・シェオフォン

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資十六万六千口を消却することにいたしましたので、当社の当該優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月四日までに当社にご提出下さい。

令和七年十月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号パシフィックセンチュリープレイス丸の内一七階

ＳＳＴウエスト特定目的会社

取締役　鬼丸　真一

取締役　クー・シェオフォン

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和七年十月二十七日開催の臨時総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十一日

福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目八―六
B―一〇一号
協同組合健愛
代表理事　溝口　義人

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千三百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/

令和七年十月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
ジャパンロジスティクス1特定目的会社
取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は
https://www.ko-koku.jpに掲載されています。

令和七年十月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
Ｙｏｙｏｇｉ　Ｏｆｆｉｃｅ特定目的会社
取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年八月十五日付官報の号外第一八五号一二〇頁に掲載されています。

令和七年十月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パシフィックセンチュリープレイス丸の内一七階
青山レジデンス特定目的会社
取締役　當間　崇雄
取締役　クー・シェオフォン

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二百十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年八月十五日付官報の号外第一八五号一二〇頁に掲載されています。

令和七年十月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パシフィックセンチュリープレイス丸の内一七階
ＡＳ富谷特定目的会社
取締役　杉本　健
取締役　當間　崇雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百四十三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年八月十五日付官報の号外第一八五号一一七頁に掲載されています。

令和七年十月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パシフィックセンチュリープレイス丸の内一七階
ＭＡＹ特定目的会社
取締役　杉本　健
取締役　クー・シェオフォン

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八十三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年八月十五日付官報の号外第一八五号一一八頁に掲載されています。

令和七年十月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パシフィックセンチュリープレイス丸の内一七階
ＳＳＴウエスト特定目的会社
取締役　鬼丸　真一
取締役　クー・シェオフォン

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金一億六千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月二十三日
掲載頁　九十頁（号外第九十一号）

令和七年十月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
トーキョー・ネスト特定目的会社
取締役　八角　浩史

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億二千九百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0056/index.html

令和七年十月三十一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
ＪＭカリーナ特定目的会社
取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00059

令和七年十月三十一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
ジャパン・ガッサン特定目的会社
取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億八千四百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000346/1fz0/

令和七年十月三十一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
辻堂ホールディング特定目的会社
取締役　粟国　正樹

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、令和七年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都中央区新川一丁目二八番地四四号Ｋビル九階
株式会社久栄社
代表取締役社長　田畠　義之

債権申出の公告（第二回）

当企業年金基金は、令和七年十月一日厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都港区赤坂一―八―一
セゾンテクノロジー企業年金基金
清算人　武田　俊介

訂正公告

令和七年十月二十八日掲載の株式会社NEXT Arc United及び株式会社エーティーエルシステムズに係る吸収分割公告中、「株式会社エーティーエルシステムズ」とあるは、「（乙）株式会社エーティーエルシステムズ」の誤りにつき訂正します。

令和七年十月三十一日

扱　店